

監査基準報告書 550「関連当事者」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 550 関連当事者 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 25 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅲ. 監査人の責任》 (省 略) 5. また、不正の実行が関連当事者を通じて容易になる場合があるため、監査基準報告書 240 第 38 項で要求されているとおり、監査人が不正リスク要因が存在するかどうかに関して評価する場合には、関連当事者との関係及び関連当事者との取引を理解する。 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 《Ⅰ. リスク評価手続とこれに関連する活動》 10. 監査人は、監査基準報告書 315 第 12 項及び監査基準報告書 240 第 26 項で要求されているリスク評価手続とこれに関連する活動の一環として、第 11 項から第 16 項に記載する監査手続とこれに関連する活動を実施して、関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手しなければならない。	監査基準報告書 550 関連当事者 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 25 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅲ. 監査人の責任》 (省 略) 5. また、不正の実行が関連当事者を通じて容易になる場合があるため、監査基準報告書 240 第 23 項で要求されているとおり、監査人が不正リスク要因が存在するかどうかに関して評価する場合には、関連当事者との関係及び関連当事者との取引を理解する。 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 《Ⅰ. リスク評価手続とこれに関連する活動》 10. 監査人は、監査基準報告書 315 第 12 項及び監査基準報告書 240 第 15 項で要求されているリスク評価手続とこれに関連する活動の一環として、第 11 項から第 16 項に記載する監査手続とこれに関連する活動を実施して、関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手しなければならない。

改正案	現 行
《(1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解》 11. 監査基準報告書 315 第 16 項及び監査基準報告書 240 第 29 項で要求されている監査チーム内の討議では、関連当事者との関係及び関連当事者との取引から生じる可能性がある不正又は誤謬により、財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性について検討しなければならない（A8 項及び A9 項参照）。 （省 略） 《3. 関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクへの対応》 （省 略） 《(2) 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の識別》 22. 監査人は、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引を識別した場合、以下の手続を実施しなければならない。 (1) 取引の基礎となる契約又は合意がある場合には、それらを閲覧し、以下の事項について評価する。 ① 当該取引の事業上の合理性（又はその欠如）が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものかどうか（監基報 240 第 52 項参照）（A37 項及び A38 項参照）。 ② 取引条件が経営者の説明と整合しているかどうか。 ③ 適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に処理され、開示されているかどうか。 (2) 取引に関する権限の付与が適切に行われており、かつ取引が適切に承認されていることについて監査証拠を入手する（A39 項及び A40 項参照）。 （省 略） 《Ⅲ 適用指針》 （省 略） 《3. リスク評価手続とこれに関連する活動》 《(1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解》 （省 略） 《関連当事者との関係及び関連当事者との取引に係る内部統制》（第 13 項参照） （省 略） A16. 監査人は、監査基準報告書315第13項の要求事項に基づいて統制環境を理解する場合、関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクを低減するような、以下の特定の統制環境を考慮することがある。 - 企業が特定の種類の関連当事者との取引を管理するため、企業構成員に適切に伝達、運用されている倫理行動規範 - 経営者並びに取締役及び監査役等が関連当事者との取引に有する利害関係について、適切かつ適時に開示するための方針と手続 - 関連当事者との取引を識別、記録、集計及び開示するための企業内の責任者の任命	《(1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解》 11. 監査基準報告書 315 第 16 項及び監査基準報告書 240 第 14 項で要求されている監査チーム内の討議では、関連当事者との関係及び関連当事者との取引から生じる可能性がある不正又は誤謬により、財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性について検討しなければならない（A8 項及び A9 項参照）。 （省 略） 《3. 関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクへの対応》 （省 略） 《(2) 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の識別》 22. 監査人は、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引を識別した場合、以下の手続を実施しなければならない。 (1) 取引の基礎となる契約又は合意がある場合には、それらを閲覧し、以下の事項について評価する。 ① 当該取引の事業上の合理性（又はその欠如）が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものかどうか（監基報 240 第 31 項 (3) 参照）（A37 項及び A38 項参照）。 ② 取引条件が経営者の説明と整合しているかどうか。 ③ 適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に処理され、開示されているかどうか。 (2) 取引に関する権限の付与が適切に行われており、かつ取引が適切に承認されていることについて監査証拠を入手する（A39 項及び A40 項参照）。 （省 略） 《Ⅲ 適用指針》 （省 略） 《3. リスク評価手続とこれに関連する活動》 《(1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引の理解》 （省 略） 《関連当事者との関係及び関連当事者との取引に係る内部統制》（第 13 項参照） （省 略） A16. 監査人は、監査基準報告書315第13項の要求事項に基づいて統制環境を理解する場合、関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクを低減するような、以下の特定の統制環境を考慮することがある。 - 企業が特定の種類の関連当事者との取引を管理するため、企業構成員に適切に伝達、運用されている倫理行動規範 - 経営者並びに取締役及び監査役等が関連当事者との取引に有する利害関係について、適切かつ適時に開示するための方針と手続 - 関連当事者との取引を識別、記録、集計及び開示するための企業内の責任者の任命

改正案	現 行
・ 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引についての経営者並びに取締役会及び監査役等との間の適時な開示及び協議（例えば、外部の職業的専門家に助言を求める等、取締役会及び監査役等が関連当事者との重要な取引の事業上の合理性について適切に対処したかどうかが含まれる。） ・ 利益相反関係を生じさせる、又はその可能性がある関連当事者との取引を承認するための明確な指針（例えば、当該取引に係る取締役及び監査役を除いた者によって構成される、取締役会による承認） ・ 定期的な内部監査（該当する場合） ・ 監査人又は顧問弁護士に助言を求める等、関連当事者の開示に係る問題を解決するために経営者が講じた措置 ・ 通報制度（又は不正を報告するためのその他の制度）の存在（該当する場合） （省 略） A18. 監査基準報告書 240 第 40 項及び A5 項に記載のとおり、不正な財務報告は、経営者による内部統制の無効化によることが多い。企業と取引を行っている当事者との間に支配又は重要な影響を伴う関係を経営者が有する場合、当該経営者が不正を実行する動機や機会が増していることがあるため、経営者が内部統制を無効化するリスクは高くなる。例えば、経営者と特定の関連当事者との経済的利害関係は、企業の利益に相反して関連当事者の利益になる取引を企業に実行させること、また、当該関連当事者と共謀するか又はその行動を支配することにより、内部統制を無効化する動機を経営者に与える場合がある。不正の可能性については、以下の事項が含まれる。 ・ 関連当事者との取引の事業上の合理性を不実表示するため、当該取引について架空の条件を創出する。 ・ 経営者又はその他の者との間で、市場価格と著しく異なる金額での資産譲渡計画を不正に策定する。 ・ 例えば、特別目的事業体などの関連当事者と、企業の財政状態や経営成績の不実表示を行うために仕組まれた複雑な取引を実行する。 （省 略） 《5. 関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクへの対応》（第 19 項参照） A32. 監査人は、絶大な影響力を有する関連当事者が存在するため、不正による特別な検討を必要とするリスクがあると評価した場合、関連当事者と企業との直接的又は間接的な事業上の関係を理解し、適切な実証手続を追加して実施する必要性を判断するため、監査基準報告書240の要求事項に加えて、例えば以下のような監査手続を実施する。 ・ 経営者並びに取締役及び監査役等への質問及び協議 ・ 関連当事者への質問 ・ 関連当事者との重要な契約書の閲覧 ・ インターネットや外部の企業情報に係る特定のデータベースなどを利用した背景調査 ・ 企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引についての経営者並びに取締役会及び監査役等との間の適時な開示及び協議（例えば、外部の職業的専門家に助言を求める等、取締役会及び監査役等が関連当事者との重要な取引の事業上の合理性について適切に対処したかどうかが含まれる。） ・ 利益相反関係を生じさせる、又はその可能性がある関連当事者との取引を承認するための明確な指針（例えば、当該取引に係る取締役及び監査役を除いた者によって構成される、取締役会による承認） ・ 定期的な内部監査（該当する場合） ・ 監査人又は顧問弁護士に助言を求める等、関連当事者の開示に係る問題を解決するために経営者が講じた措置 ・ 内部通報制度の方針と手続の存在（該当する場合） （省 略） A18. 監査基準報告書 240 第 30 項及び A4 項に記載のとおり、不正な財務報告は、経営者による内部統制の無効化によることが多い。企業と取引を行っている当事者との間に支配又は重要な影響を伴う関係を経営者が有する場合、当該経営者が不正を実行する動機や機会が増していることがあるため、経営者が内部統制を無効化するリスクは高くなる。例えば、経営者と特定の関連当事者との経済的利害関係は、企業の利益に相反して関連当事者の利益になる取引を企業に実行させること、また、当該関連当事者と共謀するか又はその行動を支配することにより、内部統制を無効化する動機を経営者に与える場合がある。不正の可能性については、以下の事項が含まれる。 ・ 関連当事者との取引の事業上の合理性を不実表示するため、当該取引について架空の条件を創出する。 ・ 経営者又はその他の者との間で、市場価格と著しく異なる金額での資産譲渡計画を不正に策定する。 ・ 例えば、特別目的事業体などの関連当事者と、企業の財政状態や経営成績の不実表示を行うために仕組まれた複雑な取引を実行する。 （省 略） 《5. 関連当事者との関係及び関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクへの対応》（第 19 項参照） A32. 監査人は、絶大な影響力を有する関連当事者が存在するため、不正による特別な検討を必要とするリスクがあると評価した場合、関連当事者と企業との直接的又は間接的な事業上の関係を理解し、適切な実証手続を追加して実施する必要性を判断するため、監査基準報告書240の要求事項に加えて、例えば以下のような監査手続を実施する。 ・ 経営者並びに取締役及び監査役等への質問及び協議 ・ 関連当事者への質問 ・ 関連当事者との重要な契約書の閲覧 ・ インターネットや外部の企業情報に係る特定のデータベースなどを利用した背景調査	

改正案	現 行
・ 従業員による通報の記録がある場合、当該記録の閲覧 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上	・ 従業員による内部通報の記録がある場合、当該記録の閲覧 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月 12日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月 26日改正）

以 上